(案)

パブリックコメントの募集と県民説明会用資料

パブリックコメントの募集

平成18年4月8日~5月7日(予定)

県民説明会

富山会場 4月15日(土)14:00(予定)

「電気ビルデイング4階光の間」

高岡会場 4月16日(日)14:00(予定)

「高岡商工ビル4階403号室」

県民が支えるとやまの森づくり

- とやまの森づくりの新たな取組とその費用負担のあり方について -



県民の皆様へ

富山県では、一昨年のクマによる人身被害を契機として、森林の荒廃や里山の整備などについて県民の関心が高まり、とやまの森づくりの具体的な対策を検討することが急務となったため、昨年5月に設置した「水と緑の森づくり検討委員会」で、豊かな「とやまの森」を次代に引き継ぐための保全・整備のあり方と、県民全体で支える仕組みについて報告と提言をいただきました。

さらに、その提言を受けて11月には「とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会」を設置し、県民各層の代表や有識者などからなる委員の方に、

- (1)県民全体で支える森づくりの具体的な推進方策
- (2) そのために必要な新たな財源の確保方策
- (3)森づくりに関する総合的な条例の制定

などについて、審議、検討をいただいております。

このたび、検討委員会において一定の方向が示されましたので、県としての具体案を検討していくに当たって、県民の皆様のご意見をお寄せください。

平成18年4月

富 山 県

目 次

1	森林の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	具体的な取組・・・・・・・P2
	(1)ソフト施策·····P2
	(2) 八ード施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
3	森林環境税(仮称)の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	森林環境税(仮称)による施策の基本的な考え方····P12
5	森林環境税(仮称)による施策・・・・・・・・・・・・P12
	(1)ソフト施策·····P12
	(2) 八一ド施策······P 13
6	とやまの森づくり条例(仮称)に盛り込む項目(案)・・・・P14
7	県民が支えるとやまの森づくりに関する検討経過・・・・・P1

県土の3分の2を占める森林は、植生自然度本州一と評価され、この豊かな森林は、洪水や山崩れなどの災害から県民の暮らしを守り、また、そこから流れ出す豊潤な水は、飲料水や農業・工業用水として利用されるとともに、豊かな水産資源を育むなど公益的機能を発揮し、県民の生活と富山県の産業を支えてきました。



豊かな水を育むとやまの森(高岡市)

この森林の約60%は、自然豊かな天然林となっていますが、かつて山村住民の生活とのかかわりの中で維持・管理されてきた里山林は、昭和30年代以降の生活様式

の変化等により利用されなくなり、その姿を変えつつあり ます。

これにより、明るい林を好む希少な動植物が減少する一方で、クマなどの大型動物が人里近くまで活動域を広げる要因にもなっていることから、生物多様性の保全や野生生物との共生を目指した里山林の保全・整備が新たな課題となっています。



クマ出没地への知事視察(南砺市)

また、森林の約19%にあたる53千haのスギを中心とした人工林については、その多くが間伐等の手入れが必要な林齢から木材として利用可能な林齢となっていますが、木材価格の低迷による林業採算性の悪化等により、必要な手入れのなされていない人工林が民有林では24千haにもおよび、水土保全機能や二酸化炭素吸収源としての働きなど、森林の持つ公益的機能の低下や、雪害など気象害の拡大も懸念されています。



冠雪被害林の状況(小矢部市)

これら荒廃が懸念される森林をいかに守り、将来に引き継いでいくかという課題に対処するためには、森づくりのための既存の取り組みを着実に進める一方で、森林がもたらす多様な恵みにより全ての県民が安全・安心・快適な生活を営むことができることを認識し、「県民全体でとやまの森づくりを支える取り組み」が必要です。

このため、県では、森林の公益的機能の維持や里山林の再生整備などの新たな取り組みを県民参加により進めるとともに、そのために必要な財源については、「森林環境税(仮称)」を創設し、県民が広くその費用を分担する仕組みを考えています。また、森づくりは、長期的、継続的に取り組む必要があり、県の施策の柱として位置付けることが重要であることから、全国初の総合的な森づくり条例の制定を考えています。

(1) ソフト施策

県民参加でとやまの森づくりを進めるためのプランの策定

【 具体的施策 】

- ・今後の森づくりの基本指針である「とやまの森づくり基本指針」の策定。
- ・森づくりの実行計画の大枠となる「とやまの森づくりプラン」の策定とその周知。
- ・森づくりの具体的な実行計画である「市町村森づくりプラン」を策定するための支援。
- ・市町村森づくりプラン策定にあたり、地域や森林所有者及び幅広い市民との合意形成 を図るための「森づくり協働会議」開催への支援。

森づくりプラン策定を支援する森林情報の整備・提供

【 具体的施策 】

・森づくりに関する様々な情報を効率的に処理し、インターネット等を通じた県民に分かり易い形で情報発信するための「とやまの森づくり総合情報システム(森林GIS)の整備。

県民参加によるとやまの森づくりの評価・改善の推進

【 具体的施策 】

・森づくりの計画や実行に対して、県民から寄せられた意見などをもとに計画・実行の 評価を行うとともに、それらの改善について提言を行う「とやま森づくり推進委員会」 の設置、運営。

森林ボランティアの活動促進

【 具体的施策 】

- ・ボランティア、活動フィールド、指導者等の登録制度を作り、県民参加の輪を広げる。
- ・新たなボランティア団体の組織化と活動を支援。
- ・ボランティアと森林所有者との橋渡し。
- ・企業の森づくりの環境を整備。
- ・資機材の貸出や保険加入の支援。
- ・専門家による技術的なアドバイスや研修。



ボランティアや企業による森づくり活動の 環境整備



専門家による技術的なアドバイスや 研修の実施

森林環境教育の推進

【 具体的施策 】

- ・学校や教育機関と連携した森林環境教育の指導者の育成。
- ・森林の大切さを教える副読本の製作・配布。
- ・木の良さを体感するための教育施設の県産スギ床材などへの置き換え。
- ・県産材を使用した木工キットの配布・製作。



木の良さを体感するための教育施設の 木質化 (小矢部市立津沢小学校)



県産材を使った木工キットの配布・製作 (健康と元気もり森 in 吉峰)

森林の大切さの普及・広報活動の推進

【 具体的施策 】

- ・「森づくりシンポジウム」「とやまの里山ウッドクラフト展」などのイベントを総合的 に実施する「とやま県民森づくりの日」の開催。
- ・森をめぐり森づくりを体験するバスツアーや森の清掃活動への支援。
- ・森の良さを体感する「森の美術館」「森のコンサート」の開催。
- ・森を見て・触れて・体験できる情報を満載したマップを地域が主体となって製作・配布。
- ・広報誌・ビデオ等の製作・配布。
- ・とやまの森林の豊かさなどの情報を発信するホームページの充実。
- ・近年、注目されている森林療法など、森林の新たな効用のPR。

県民が主体となって行う森づくり活動の促進

【 具体的施策 】

- ・クマとの棲み分けや景観の改善などの里山整備や竹林の整理などの森づくり活動へ の支援。
- ・里山の再生整備や利活用をモデル的に推進する「美しいとやまの里山」の設定と実施への支援。
- ・森づくり活動のフィールドを設定するための森林境界の確認や森づくり協定の締結、 地域における里山の管理計画策定への支援。
- ・地域が主体となって行う森づくり活動のリーダーとなる人材の養成。
- ・森林所有者が提供する森林を意欲のある県民が利用料を払って使用する「里山オーナー制度」への支援。
- ・様々な里山の整備・管理方法の調査・研究の推進。



里山オーナー制度への支援



地域住民の協力による森づくり活動への支援

豊かで広大な天然林における新たな維持・保全の推進

【 具体的施策 】

- ・ボランティアによる「とやまの森づくり巡視員」の設置。
- ・広大な天然林を効率的に監視・管理するための、高解像度衛星写真等の活用。

とやまの森の新たな維持・保全技術の活用

【 具体的施策 】

・リモートセンシング技術 を活用した森林病害虫被害の早期発見など、新たな森林の維持・保全方法の実施。

地球観測衛星などのように遠く離れたところから、対象物に直接触れずに 対象物の大きさ、形、性質を観測する技術

・針広混交林への誘導など、新たな手法により森林を適切に整備・管理するためのマニュアルの作成。

森づくりを支える県産材等の利用促進

【 具体的施策 】

- ・県産材を使った住宅のPR・普及促進や公共施設の木質化による県産材の利用促進。
- ・県産材利用に関して広く県民にアドバイスするとともに、県に対して提案や情報提供 を行う県産材アドバイザーの活動支援。
- ・建築廃材など木材廃棄物の利活用の促進。
- ・県産材の新たな利活用が見込まれる事業提案への支援。
- ・県産材製品の使用に関する表彰制度を設け、県産材製品購入の動機付けを行う。



公共施設の木質化による県産材の利用促進 (富山型デイケアハウス「にぎやか」)

県産材利用に関して広く県民にアドバイ スする県産材アドバイザーの活動支援

新たな県産材等利用技術の開発

【具体的施策】

- ・民間企業による県産材の利用拡大に繋がる商品開発への助成や、木質資源の新たな利用技術や用途の開発の推進。
- ・県産材を素材にした家具などの職人を育成するため、教育分野で関係講座を開設。

クマとの棲み分けなどの里山整備

【 具体的施策 】

- ・野生動物との棲み分けや生物多様性の保全、森林浴や環境教育の場の提供など多種多様な公益的機能の発揮が期待される里山の整備。
- ・人とクマとの共生を目指すための暫定指針に則った里山の整備。

具体的施策のイメージ(クマとの棲み分けを目的とした里山林の整備)



長期間の放置により暗くなり、クマの 出没が懸念される林



クマとの棲み分けのため、明るい林へ と整備

防災機能の高い森林へ整備

【 具体的施策 】

・集落や道路周辺における森林を防災機能など公益的機能の高い森林へと整備。

具体的施策のイメージ(道路や電線などライフライン周辺森林の整備)



樹木が近接し、危険な状態と なった電線



支障となる樹木を除去し、電線の 安全を確保

病害虫被害等森林の復旧整備

【 具体的施策 】

- ・松くい虫やカシノナガキクイムシなど森林病害虫による被害森林の伐倒防除などに よる復旧整備。
- ・公益的機能の発揮が期待される森林火災跡地の復旧整備。

具体的施策のイメージ(カシノナガキクイムシ被害林の復旧整備)



カシノナガキクイムシの被害に より枯れたミズナラ



被害木を切り倒した後、殺虫のため薬剤によりくん蒸処理

竹林の整理

【 具体的施策 】

・放置された竹林や周辺森林に拡大している竹林など、公益的機能の低下が著しい竹林の整理。

具体的施策のイメージ(スギ林に拡大したモウソウチクの整理)



モウソウチクの拡大により林内が暗く なり、下草などが消失したスギ林



モウソウチクを除去することで林内を 明るくし、広葉樹や下草の侵入を誘導

針広混交林への誘導

【 具体的施策 】

・生活域に近接するなど、公益的機能の維持・向上が求められる放置人工林を針広混交 林に誘導。

具体的施策のイメージ(放棄人工林の針広混交林への誘導)



手入れされず林内が暗くなり、下草 などが消失したスギ林



強度の抜き切りにより林内を明る くし、広葉樹や下草の侵入を誘導

風雪被害林の復旧整備

【 具体的施策 】

・ 風雪被害を受けた人工林について、倒木を処理し、一部広葉樹を導入するなど、公益的機能の高い森林へと復旧整備。

具体的施策のイメージ (雪害林の復旧整備)



降雪により雪折れ被害が発生したスギ林



公益的機能の早期回復のため、被害木 を整理し、広葉樹を植栽

3 森林環境税(仮称)の概要

1 目的

森林をすべての県民の財産として、県民全体で支え、次の世代に引き継いでいくための財源として、個人及び法人等の県民税の均等割の税率に加算する森林環境税(仮称)を定めるものです。

税として県民の皆様に負担していただく理由

- (1) 森林の公益的機能(水源かん養や山地災害の防止など)は県民全体に及ぶ こと
- (2) 昨年の県民意識調査では、森づくりのための新たな税を導入することについて、「負担の程度」や「使いみち」によっては賛成という条件付きのものを含め、84.5%の賛成があったこと
- (3) 県民が広く財源を分担することにより、森づくりへの参加意識を持ってもらう効果が期待されること
- (4) 既に18県において県民税均等割に上乗せする方式で導入していること

2 課税方式

県民税均等割に一定額を上乗せて負担いただきます。

3 納税義務者

県内に住所を有する個人又は法人等で、県民税均等割を負担いただいている方です。

4 税額(率)

個人の場合・・・ 一人当たり年間500円を負担いただきます。

法人の場合・・・ 一法人当たり資本金等の額に応じて、年間 1,000 円~40,000 円 (均等割額の 5%)を負担いただきます。

資本金等の額	現行均等割額	負担額(5%)	
50 億円超	年額 800,000 円	年額 40,000 円	
10 億円超~50 億円以下	年額 540,000 円	年額 27,000 円	
1 億円超~10 億円以下	年額 130,000 円	年額 6,500円	
1千万円超~1億円以下	年額 50,000円	年額 2,500円	
1 千万円以下	年額 20,000円	年額 1,000円	

税額(率)を500円、5%とする理由

- (1) 県民全体が広く薄く分担して、森づくりを支えていく趣旨であること
- (2) 県民意識調査では、500 円程度であれば 87.1%の方が負担して良いと 回答していること(参考1)
- (3) 現行の税収の割合では、個人と法人の割合が概ね3:1であり、法人負担についてもこれに見合う税率とすることが適当と考えられること
- (4) 先行県では、18 県中 10 県で個人負担額として 500 円/年、法人負担額 として均等割額の 5%としていること

5 税収規模

年間で約3.3億円になります。

6 使 途

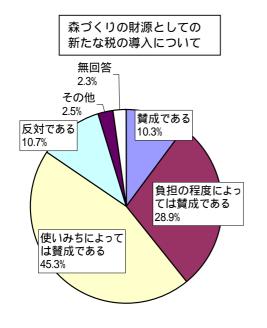
ソフト施策	八一ド施策		
森林ボランティアの活動支援	クマとの棲み分けなどの里山整備や竹林の整理		
森林環境教育の推進	放置林等の針広混交林への誘導		
地域による里山管理計画の策定支援	風雪被害林の復旧整備		
ボランティアによる森づくり巡視員の設置	など		
県産材住宅のPRや普及促進			
など			

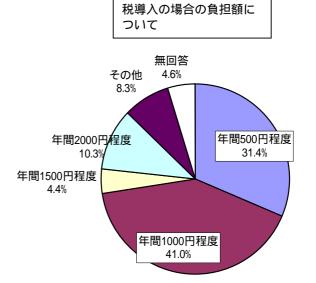
7 課税期間

課税期間は5年間とし、5年を経過した時点で評価し見直します。

(参考1)水と緑の森づくりに関する県民意識調査結果

【森林づくりのための財源の充実について】





年間の負担額	回答率	累計	
500 円程度	31.4%		
1,000 円程度	41.0%	87.1%	55.7%
1,500 円程度	4.4%	07.190	
2,000 円程度	10.3%		

[調査の概要]

- ·調査期間 平成 17 年 7 月 30 日 ~ 8 月 8 日
- ・調査方法 郵送返送方式
- ・調査対象 県内在住の満20歳以上の男女2,500人
- ・回答者数 1,289人(回答率51.6%)

4 森林環境税(仮称)による施策の基本的な考え方

現行の森づくり施策は、林業振興を通して森林整備を推進するという国の補助事業の枠組みの中で行われているため、里山の再生や放置人工林などへの取り組みは困難でした。

そこで、森林環境税(仮称)による施策は、現行施策では取り組めなかった「**県民全体で支える森づくり**」の視点に基づく施策を実施します。

その具体的な事業化にあたっては次の3点が重要と考えています。

県民全体に受益を提供するものであり、その成果が実感できるものであること

既存の施策では取り組めない独自性や先進性があること

森林所有者の財産形成を主目的とするものでなく、災害防止や温暖化防止など公益的機能の維持・高度化に資するものであること

5 森林環境税(仮称)による施策

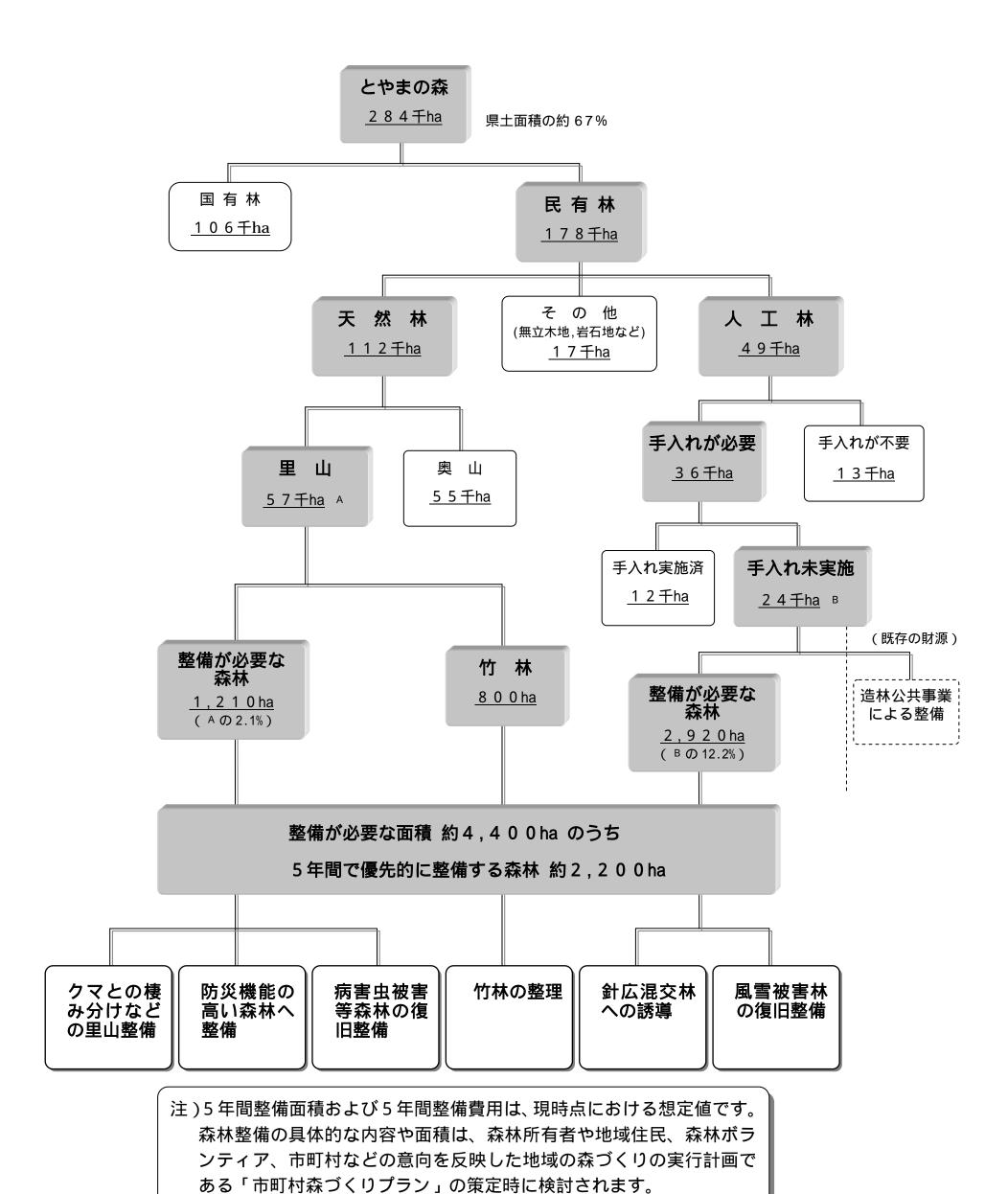
課税期間は5年間とし、5年を 経過した時点で見直しを行う ことから、<u>施策の必要額は5ヵ</u> 年分としています。

(1)ソフト施策(5年間必要額 おおむね4億円程度

取り組みの柱 取り組み項目 及び ソフト施策 <u> 県民の参画によるとやまの森のプランづくり</u> <u>県民参加でとやまの森づくりを進めるためのプランの策定</u> とやまの森の 森づくりプラン策定を支援する森林情報の整備・提供 プランづくり とやまの森のプランに基づく森づくりの評価・改善 県民参加によるとやまの森づくりの評価・改善の推進 _ とやまの森を支える人・組織づくり 森林ボランティアの活動促進 ح とやまの森を 支える人づく せ とやまの森を支える県民の意識醸成 森林環境教育の推進 ま 森林の大切さの普及・広報活動の推進 0 森 人と自然が共 生し、学び、 県民協働による里山の再生整備や利活用の促進 づ ふれあう森づ 県民が主体となって行う森づくり活動の促進 < 1) _ 豊かで広大な天然林の維持・保全 安全、安心、 快適な生活を 豊かで広大な天然林における新たな維持・保全の推進 守る森づくり 公益的機能の高い森づくり技術の研究・開発 とやまの森の新たな維持・保全技術の活用 _ <u>県産材等の木質資源などの利用促進</u> 資源循環型社 森づくりを支える県産材等の利用促進 会を支える森づくり <u> 資源循環型社会を支える森林・林業技術の開発研究</u> 新たな県産材等利用技術の開発

(2)ハード施策

(5年間整備面積:2,200ha程度 5年間整備費用:おおむね12億円程度)



6 とやまの森づくり条例(仮称)に盛り込む項目(案)

1 目 的

この条例を制定する目的を定めます。

・この条例は、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるために県民全体で支える 森づくりを推進することに関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとと もに、森づくりの計画やその実施状況を管理する仕組み、県の森づくりに関する 基本的施策を定めることにより、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進 し、もって豊かな水と緑に恵まれた県土の形成と将来にわたる県民の安全で安心な 生活の確保に寄与することを目的とします。

この条例では「森づくり」という用語は、「森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、 森林を守り、育てること(ソフト施策・ハード施策)」をいいます。

2 基本理念

とやまの森づくりを進めるうえで基本となる考え方を、基本理念として定めます。

- ・将来にわたって森林の恵みが享受できるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に 応じた森づくりを推進します。
- ・県民の理解と主体的な参画により森づくりを推進します。
- ・森林所有者、森林組合、県民、事業者及び県、市町村の適切な役割分担と相互の 連携・協力の下に、継続して森づくりを推進します。
- ・森林資源の持続的かつ有効な活用を図ることにより森づくりを推進します。
- ・森づくりを支える人材の確保・育成を図ることにより森づくりを推進します。

3 森づくりに関する各主体の責務・役割

森づくりを、適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進するため、 各主体の責務・役割を定めます。

(1) 県の責務

- ・森づくりに関する総合的な施策の策定、実施
- ・森林所有者、森林組合、県民、事業者及び国、市町村との適切な役割分担と 相互の連携・協力の下での継続した森づくりの推進
- ・県民全体で支える森づくりを推進するための普及啓発活動の実施

(2)森林所有者の責務

- ・森林の公益的機能の確保が重要な責務の一つであることを認識し、森林の 整備・保全に努める。
- ・県が実施する森づくりに関する施策への協力
- ・県民や事業者が実施する森づくりに関する取組への協力

(3)森林組合の責務

- ・地域における森づくりの中核的な担い手としての積極的な取組
- ・県が実施する森づくりに関する施策への協力
- ・県民や事業者が実施する森づくりに関する取組への協力

(4)県民の役割

- ・森林の公益的機能の理解と森づくりに関する取組への積極的な参加
- ・県が実施する森づくりに関する施策への協力
- ・山村・里山周辺住民は森林ボランティアの取組に協力
- ・森林ボランティアは継続した森づくり活動に取組む

(5)事業者の役割

- ・森林の公益的機能の確保に配慮した事業活動と県が実施する森づくりに関する 施策への協力
- ・事業活動を通じて培った技術・組織等による森づくり活動の取組
- ・県民が実施する森づくりに関する取組への協力

4 とやまの森づくり基本指針と計画

本県の将来にわたる森林の保全・整備のあり方とその実現に向けた県民参加の森づくりを推進するための基本となる指針や計画の策定と、県民の意見を反映するためのしくみを定めます。

√1)基本指針の策定

・森林の保全・整備のあり方とその実現に向けた県民参加による森づくりに関する事項

(2)県の森づくりプランの策定

・森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

(3)市町村の森づくりプランの支援

・市町村が策定する地域の実情に応じた森づくりを計画的に推進するための具体 的な実行計画の支援

(4)森づくりの評価・改善の仕組み

・県民の意向を反映した森づくりを推進するため、森づくりの計画や実施状況について評価や改善を行う仕組みを定めます。

5 森づくりに関する基本的施策

県が行う森づくりに関する基本的施策等を定めます。

(1)とやまの森を支える人づくり

森づくりを支える人材の育成・確保

- ・専門的知識・技術を有する人材の育成・確保
- ・森林所有者への普及指導
- ・森林ボランティアの養成等

県民意識の醸成

・森林とのふれあいに関する機会・情報の提供、普及啓発等

森林環境教育の推進

・森林体験活動の場の提供、指導者の養成、森林環境学習機会の確保等

施策の例:「とやまの森づくりサポートセンター」による森林ボランティアへの活動支援や、森づくりシンポジウムの開催、森林環境教育指導者の育成など

(2) 人と自然が共生し、学び、ふれあう森づくり

里山の再生

・里山の所有者と県民との協働による里山再生活動の支援 野生生物等との共生

・生物多様性の保全・野生生物等との共生

施策の例:地域による里山管理計画の策定支援や、クマとの棲み分けなどの里 山整備、竹林整理など

(3)安全、安心、快適な生活を守る森づくり

・自然的条件や社会的条件を踏まえた、森林の公益的機能を維持・回復させるための森林の整備・保全

施策の例:ボランティアによる森づくり巡視員の設置や、放置人工林等の針広 混交林への誘導、風雪害被害林の復旧など

(4)資源循環型社会を支える森づくり

森林資源の循環利用

- ・森林資源の循環利用を促進するための適正な森林の整備、県産材の需要拡大等
- ・人工林のうち特に公益的機能の発揮が求められる人工林における、公益的機能 の維持・向上

研究開発の推進

・森林資源の新たな利用等を促進するための研究開発の推進等

施策の例:県産材を使った住宅のPRや普及促進など

(5)財政上の措置等

- ・施策推進のための財政上の措置
- ・森づくりの状況や県の森づくりに関する施策の実施状況の公表

6 とやまの森づくりを支える税制度等

(1)とやまの森づくりを支える税制度の導入

・森林をすべての県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくため の財源として、「森林環境税(仮称)」を導入します。

(2)基金の設置

・税収の使途の透明性を確保するため、新たに基金を設置して税収を管理します。

県民が支えるとやまの森づくりに関する検討経過

【とやま水と緑の森づくり検討委員会】

- (1) 平成17年5月24日 第1回検討委員会
 - ・とやま水と緑の森づくり検討委員会設置の背景について
 - ・とやまの森をめぐる現状と課題について
 - 検討課題について
- (2) 平成17年7月6日 第2回検討委員会
 - ・現地検討会(竹林の拡大・人工林の管理・天然林の管理)
 - ・森づくりガイドラインの検討にあたっての基本認識と森づくりガイドラインの 基本方向について
 - ・県民参画・協働による森づくりの基本方向について
 - ・県民意識調査(案)及び森林所有者アンケートについて
- (3) 平成17年7月30日~8月8日 水と緑の森づくりに関する県民意識調査 ・満20歳以上の男女2.500人
- (4) 平成17年8月1日~8月10日 森づくりに関する森林所有者アンケート ・森林所有者1,000人
- (5) 平成17年8月31日 第3回検討委員会
 - ・県民意識調査および森林所有者アンケートの結果について
 - ・とやま水と緑の森づくり検討委員会報告書(案)の審議について
- (6) 平成17年9月11日 自然と人間との共生シンポジウム
 - ・富山国際会議場 参加者420人
- (7) 平成17年10月3日 とやまの森づくりサポートセンターの設立
- (8) 平成17年10月14日 第4回検討委員会
 - ・とやま水と緑の森づくり検討委員会報告書(案)について
 - ・「県民参加による水と緑の森づくり」に関する提言について

【とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会】

- (9) 平成17年11月1日 第1回検討委員会
 - ・とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会設置の背景について
 - ・とやまの森づくりサポートセンターについて
 - ・とやまの森づくりの推進方策に係る検討の視点について
 - ・森づくりに係る他県の取組状況について
- (10) 平成 17年11月11日 現地説明会
 - ・手入れが必要な森林、手入れがされている森林の視察・説明
- (11) 平成 18年2月8日 第2回検討委員会
 - ・とやまの森づくりの推進方策について
 - ・森づくりのための新たな財源の検討について
- (12) 平成 18 年 3 月 28 日 第 3 回検討委員会
 - ・とやまの森づくりの推進方策について
 - ・森づくりのための新たな財源の検討について
 - ・とやまの森づくりに関する総合的な条例について
 - ・パブリックコメントの募集・県民説明会の実施について